

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

継 続

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
企画・指導係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

いじめ防止基本方針の改定について（通達）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づく「いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）は、平成29年3月14日に、別添のとおり改定された。

今回の改定では、学校における組織としての一貫しいじめへの対応やいじめの解消に係る要件の明確化を図るなど、学校における対策の強化のための見直しを図られるとともに、警察を含む関係機関や警察官経験者を含む外部人材との連携の重要性が引き続き強調されている。

また、インターネットや携帯電話を利用しいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）が相手や周囲に及ぼす深刻な影響を理解させるための取組や、東日本大震災により被災した児童生徒（以下「児童等」という。）を始めとする特に配慮が必要な児童等に対するいじめの未然防止・早期発見への取組等、昨今の学校におけるいじめ問題の状況を踏まえ必要な事項が盛り込まれたところである。

警察における法の要点及び留意事項については、「いじめ防止対策推進法の施行について」（平成25年10月9日付け佐本少発第196号）において、学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え方については、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成25年2月22日付け佐本少発第26号）において、それぞれ示しているところであるが、基本方針の改定に伴う留意事項は下記のとおりであるので、学校や教育委員会等（以下「学校等」という。）との更なる連携強化を通じて、学校におけるいじめ問題への的確な対応を一層推進されたい。

記

1 国が実施すべき施策として定められた事項

(1) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保（基本方針11頁関係）

法第18条第1項に規定された人材の確保等について、「警察官経験者」の活用を推進することが引き続き示されている。

いじめ問題に的確に対応するためには、警察と学校等との連携を強化する必要があるが、スクールサポーターは両者の架け橋として重要な役割を果たすものである。

このスクールサポーターの導入に要する経費は、地方財政計画において措置され、佐賀県警察スクールサポーター8人を採用しているところである。

また、県内の市町独自でスクールサポーターを採用している自治体もあることから、各警察署にあっては、関係自治体に対し、法が定めるいじめの防止等の対策として、スクールサポーターの必要性及び重要性を説明し、スクールサポーターの導入（増員）のための予算措置が確実になされるよう継続して折衝すること。

(2) インターネット上のいじめへの対応（基本方針12頁関係）

法第19条に規定されたインターネット上のいじめ対策について、学校の設置者（教育委員会等）及び学校が児童等に対し、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪になり得ること、重大な人権侵害に当たること、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うこと等が新たに示された。

これを踏まえ、各警察署において、インターネット上のいじめを把握した場合は、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成25年2月22日付け佐本少発第26号）において示している迅速な捜査等（調査を含む。以下同じ。）の着手のほか、被害児童等の保護・支援、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等学校等との連携の下、的確に対応すること。

2 地方公共団体が実施すべき施策として定められた事項（基本方針18頁関係）

法第18条第1項に規定された人材の確保等について、「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」や「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者」として、「スクールサポーター等の警察官経験者」が想定されることが引き続き示されている。

学校におけるいじめ問題に的確に対応するため、スクールサポーターの確保が重要となる点については既述のとおりであるが、基本方針において、地方公共団体が確保を求められる人材として「スクールサポーター」が明示されていることから、各警察署にあっては、その期待に応えるため、それぞれの実情を踏まえた上でスクールサポーターの効果的な活用努めなければならない。

この点については、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成25年2月22日付け佐本少発第26号）において示したとおりであるが、スクールサポーターは、学校への訪問活動の強化による情報の収集、把握した情報の学校及び配置警察署等への連絡・報告や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する速やかな対応等が求められることから、各警察署にあっては、学校におけるいじめ問題についてスクールサポーターを活用した効果的な対応に引き続き努めること。

なお、学校等との連携に当たっては、次のような活動をスクールサポーターに行わせることも効果的と考えられる。

(1) 学校が加害児童等に指導する際の助言

いじめ事案に関し、学校が加害児童等に対して指導を行うに当たり、対応方法

等について相談を受けた際に、必要な助言を行い、学校が適切な指導を行えるよう支援する。

(2) いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等

学校及び学校の所在地を管轄する警察署と連携し、児童等に対するいじめの防止を主眼とした非行防止教室の開催等の啓発活動を行うとともに、保護者会等の機会を捉えて、保護者に対する啓発を行うなど、いじめの防止を図るための取組を行う。

(3) 加害児童等への注意・説諭

加害児童等に対して、その健全な育成を図るための注意・説諭を行う。

なお、当該支援については、被害児童等やその保護者に同意を得た上で行うようにすること。

3 学校の設置者として実施すべき施策（基本方針21頁関係）

学校の設置者（教育委員会等）は、法第23条第2項に規定されたいじめの事実の有無について、調査した結果に係る報告を学校から受けたときは、必要な支援を行うこととされているところ、当該支援の具体例として「警察等関係機関との連携」が新たに明示された。

各警察署にあつては、いじめ事案の早期把握と情報の集約及び共有を行うとともに、把握したいじめ事案に的確に対応するほか、学校等との連携に当たっては、2に掲げる学校が加害児童等に指導する場合の助言や非行防止教室の開催、加害児童等への注意・説諭をスクールサポーターに行わせるなど学校等と引き続き連携を図ること。

4 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策として定められた事項

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（基本方針28頁関係）

法第22条に規定された学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「対策組織」という。）は、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成することとされているところ、この「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」の例の一つとして「警察官経験者」が新たに明示された。

各警察署にあつては、学校からの求めがあれば、スクールサポーターを対策組織に積極的に参加させるなどして、学校におけるいじめの防止等の対策に協力すること。

なお、学校が設置する組織には、対策組織のほか、法第28条に規定されたいじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態（以下「重大事態」という。）において、事実関係を明確にするための調査等を行う組織（以下「調査組織」という。）がある。

この調査組織は、迅速な設置のため、対策組織を母体として設置し得ることから、スクールサポーターも構成員となり得る。他方、調査組織は、民事・刑事上の責任追及等を直接の目的とするものではなく、学校等が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることが基本方針に明記されており、調査組織による調査は、警察の捜査等の司法機関による対応とは

異なる目的で実施されるものである。

しかしながら、重大事態においては、警察による捜査等も並行して実施される可能性もあることから、捜査等を行う警察署等に所属するスクールサポーターが対策組織に参加している場合で、当該対策組織を母体とする調査組織にスクールサポーターの参加を求められた場合には、警察の捜査等が調査組織の調査に影響を与えるなどの誤解を生まないよう、関係者の合意が十分得られている必要がある点に引き続き留意すること。

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置（基本方針29頁関係）

学校におけるいじめの防止等に関する措置については、基本方針の別添2「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」において、次のとおりとされた。

ア いじめが生まれる背景と指導上の注意（基本方針別添2 3頁関係）

東日本大震災により被災した児童等を始め、発達障害を含む障害のある児童等、海外から帰国した児童等や外国人の児童等、性同一性障害等に係る児童等に対するいじめを防止するため、学校として日常的に当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行うことが新たに示された。

各警察署にあっては、当該児童等に対するいじめ事実やいじめが疑われる事実を把握した場合は、被害児童等及び保護者の意向等に十分に配慮した上で、迅速な捜査等や学校への連絡等警察としても必要な対応を的確に行うこと。

イ いじめられた児童等又はその保護者への学校による支援に対する協力（基本方針別添2 7頁関係）

いじめられた児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校は、いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るなど、いじめられた児童等又はその保護者への支援を行い、状況に応じて、警察官経験者等外部専門家の協力を得ることが示されていることから、引き続き必要な協力を行うこと。

ウ いじめた児童等への指導又はその保護者への学校による助言に対する協力（基本方針別添2 7頁関係）

いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、いじめた児童等への指導又はその保護者への助言を行い、必要に応じて警察官経験者等外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を執ることが示されていることから、引き続き必要な協力を行うこと。

学校からの求めがあれば、スクールサポーターに2に掲げた活動をさせるなどして、引き続き学校を支援すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成29年4月11日
（有効期間：平成34年3月31日）
継続措置日：令和4年3月31日
（有効期間：令和9年3月31日）